○厚生労働省告示第三百三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第三項の規定に基づき、食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成十七年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年十一月七日

厚生労働大臣　武見　敬三

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。 一～三十五　（略） 三十六　酸化亜鉛 三十七～七十八　（略）	食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。 一～三十五　（略） （新設） 三十六～七十七　（略）